



りそな銀行アジアニュース

2015年2月6日
りそな銀行 国際事業部

【バンコック駐在員事務所】

BOIの新投資奨励策について

タイ投資促進委員会(BOI)は新投資奨励政策と原則についてのBOI布告第2/2557号を12月3日の官報で公示しました。国の競争力向上や持続的成長、サプライチェーンの強化等を目的としたものですが、労働集約型に依存する従来のタイの産業構造を大幅に転換させる狙いがあるものとみられています。2015年1月以降の投資申請から適用されています。

新投資奨励戦略により、従来の「ゾーン制」は廃止され、投資促進対象業種はその重要度の高い順からグループA1～A4、B1～B2の6段階に分類されます(対象業種リストとグループはBOIのウェブサイトで公開)。グループ別の投資特典は以下の通りです。

● 基本特典 ——> 業種による特典 (Activity-based Incentives)

業種		法人所得税免除	機械輸入税免除	輸出向け製造のための原料輸入税1年間免除	非税的恩典(土地の所有許可等)
・グループA 経済の構造調整・国内産業構造の变革に関連し、高度技術が必要とされる業種	A1	上限無しで8年間免除	○	○	○
	A2	投資額(※1)の100%まで8年間免除	○	○	○
	A3	投資額(※1)の100%まで5年間免除	○	○	○
	A4	投資額(※1)の100%まで3年間免除	○	○	○
・グループB 高度技術は必要としないが、サプライチェーンに必要な業種	B1	×	○	○	○
	B2	×	×	○	○

※1 土地代および運転資金を除く

● 追加特典 ——> メリットによる特典 (Merit-based Incentives)

業種別の基本特典とは別に、競争力向上、地方分散、産業地区開発に貢献する活動に対し、「メリット・ベース・インセンティブ」として以下の特典を追加します。

1. 「競争力向上へのメリット」

学術機関や政府への支援を組み込んだ事業、地場サプライヤーの技術指導・支援を組み込んだ事業等に対して、投資費用額や投資費用比率に応じた法人所得税の控除額増加、免除期間の延長等の追加特典を付与する。

2. 「地方分散へのメリット」

県民一人当たりの所得が低い20県に投資する事業に対して、法人所得税免除期間追加、控除可能経費の拡充等の追加特典を付与する。

3. 「産業地区開発へのメリット」(グループBは対象外)

特別投資奨励工業団地・工業区に立地する場合、法人所得税免除期間を1年間追加する。

【出所:タイ国投資委員会HP、タイ経済より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。
* 禁無断転載